

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

嵐山町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧七郷村地域

(1) 現況

本地域は、比企丘陵の中核に位置し、ため池や谷津田が多く点在する地域からなり、米麦を主体とした土地利用型農業が展開している。

法人化された営農集団により農地の利用集積が進んでいるが、耕作者の高齢化や農用地の維持、地域活性化のための農業者と地域住民との協力体制の整備などの課題がある。

本地域の農業を振興するためには担い手の育成や農業の有する多面的機能について計画的な整備を図り、自然環境・生活環境に配慮した農業による、安全で安心な農産物の生産が求められている。農薬や化学肥料の使用量を極力抑えた環境にやさしい農産物の栽培への支援を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧菅谷村地域

(1) 現況

本地域は、平坦な田畑が大半を占める地域である。近年は専業農家（畜産農家）に農地の利用集積が進む状況と観光農園（イチゴ）利用も開始されているが、耕作者の高齢化と後継者不足による未利用農地対策に取り組む必要がある。併せて、地域住民や来訪者にとっても農村ならではの美しい景観の維持・形成の促進を図る必要がある。

また、旧七郷村地域同様に、旧菅谷村地域においても、自然環境・生活環境に配慮した農業、安全で安心な農産物の生産が求められており、農薬及び化学肥料の使用量を極力抑えた栽培への支援が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧七郷村地域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	旧菅谷村地域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業

※なお、都市計画マスタープランに定める流通・工業地を除く。

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし